

12月は「STOP滞納!! 県下一斉徴収強化月間」です ～忘れていませんか? 「納税」を～

納税の公平と税制の確保を図るため、須恵町では、福岡県および県内60市町村と連携し、12月を「県下一斉徴収強化月間」と位置づけ、個人住民税をはじめとする地方税の徴収率の向上と、滞納の縮減を図るため徴収対策を強化します。

また、県下一斉に広報による納税推進、滞納者に対する催告の強化、差し押さえやタイヤロックなどの滞納処分強化など、さまざまな徴収対策に取り組みます。

私たちが、安心して快適に暮らすために、道路の整備や福祉、医療、教育などさまざまな事業や住民サービスがありますが、これらの財源は住民の皆さん一人ひとりの税金で賄われています。税金を滞納すると、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすことになります。お互いが助け合い、快適な暮らしを送るために、税金は期限を守って納めましょう。



須恵町の取り組み

- ・一斉催告、差し押さえなど滞納処分の強化。
- ・毎月第三水曜日の夜間役場で納税相談を実施。

▶問合せ先

税務課 収納係 ☎932-1495 (ダイヤルイン)
☎932-1151 (内線139)

マイナンバーの通知カードは届きましたか?

マイナンバー制度がはじまりました。一人ひとりの住民登録地へ簡易書留郵便で「通知カード」が配達されます。
▼配達時期
11月18日～12月中旬予定

受け取りができなかった場合

受け取りができなかった通知カードは、役場へ返送され、一定期間保管されます。保管期間中は、役場で通知カードを受け取ることができます。
▼役場窓口での受け取りの際に必要なもの

- ・本人確認書類
- ・代理人の場合、委任状など代理権を証明する書類および代理人の本人確認書類
- ※本人確認書類とは運転免許証、パスポートなど顔写真付きのもの1点、または、写真付きのものがない場合は、健康保険証、介護保険証、年金手帳など2点

個人番号カードを希望する場合

通知カードに同封されている申請書により、個人番号カードの交付申請をすることができます。
個人番号カードは身分証明書としてだ

詐欺に注意!

マイナンバーに関する不審電話、訪問勧誘などが発生しています。マイナンバー制度に関して、電話で個人情報を知りたい、訪問して口座や資産の情報を聞くことは絶対にありませんのでご注意ください。

▶問合せ先

住民課 住民基本台帳係
☎932-1151 (内線111)



マイナンバー通知カード

平成28年度償却資産(固定資産税)のご案内

償却資産とは、個人または法人で工場や商店などを経営している人、駐車場やアパートなどの不動産を貸し付けている人などが、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具・器具、備品など(土地・家屋を除く)の資産のことで、固定資産税の課税対象となります。

▼申告が必要な人
平成28年1月1日現在、町内に償却資産を所有している人、または事業用として町内の他の事業者などに貸し付けている人

●償却資産の対象となるもの(業種別の例)

共通	パソコン、事務机、エアコン、駐車場設備、太陽光発電など
小売業	商品陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、自動販売機など
飲食業	接客用家具・備品、厨房設備、カラオケ機器、日よけなど
工場	受変電設備、加工機械・設備、看板、構内舗装など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、ミキサー、発電機、ポンプなど
自動車整備業	プレス、オートリフト、充電器、ジャッキ、溶接機、防壁など
医療機関	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置など)、待合室用いすなど
不動産賃貸業	外構工事(門、塀、緑化施設、フェンスなど)、自転車置場など

※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車などは除きます。

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の後納制度

過去5年間までの未納の保険料が納められます
未納の保険料が納められます
国民年金保険料は時効(2年1か月)を過ぎると、納めること自体できなくなります。納め忘れた保険料があると、将来受け取る年金が少なくなったり、年金そのものを受け取れなくなる場合があります。
10月から、5年前の未納期間までさかのぼって納付できる後納制度が始まりましたので、過去5年間で国民年金保険料の未納期間がある人は、ぜひご利用ください。

平成30年9月までの期間限定の制度です。早めに申請しましょう。

▼メリット

- ・将来受け取る年金額が増加します。
- ・1か月分の後納保険料を納付した場合年額で1625円の増額
- ・後納により受給要件(25年納付および免除)を満たせば、老齢年金を受けられるようになります。

▼注意

申請日の属する年度から、過去3年を超える期間の保険料には、加算金が付きません。

▼申請先

東福岡年金事務所 国民年金課
※申請書は日本年金機構ホームページからダウンロードできます。
<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryou/20150520.html>

▼問合せ先

国民年金保険料専門ダイヤル ☎0570-011-050
東福岡年金事務所 国民年金課 ☎651-7967
住民課 年金係 ☎932-1467 (ダイヤルイン)
☎932-1151 (内線115)

